

# 本人確認情報の利用に関する基本的な考え方

H 2 0 . 1 2 . 9

(H 2 1 . 3 . 1 9 一部改定)

自 治 振 興 課

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（以下「法」という。）第30条の8第1項第2号に規定される条例（鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年7月鳥取県条例第42号））に基づく本人確認情報の利用については、以下のとおり取り扱うものとする。

## 1 条例に事務を追加する際の基準

県が新たに条例に本人確認情報を利用することができる事務を追加する場合には、法第1条の趣旨を踏まえ、その事務が以下の基準に沿った内容であることとする。

(1) 法令等で県が住民に対して住民票の写しの提出を求めているもののうち、県が本人確認情報を利用することにより、住民の利便性の向上に資すると認められるものであること。

(2) 職務上住民に対して調査を行うことができる権限が法律又は条例で県に付与され、これらを根拠として対象者の住民票の写しの取得が行われているもの又は法12条の2第1項に規定される「法令で定める事務」に該当するとして、その遂行のために対象者の住民票の写しを取得しているもののうち、県が本人確認情報を利用することにより、著しく業務の合理化に資すると認められるものであること。

理由：本人確認情報は、基本的に住民票の写しを取得することで得られる情報を超えないものであり、住民票の写しの取得を行っている事務について、本人確認情報を利用することで不当に情報を入手することにはならないため。

## 2 審議会への諮問

県が新たに条例に本人確認情報を利用することができる事務を追加するに当たっては、その可否について、法第30条の9第1項に基づく本人確認情報の保護に関する審議会（鳥取県個人情報保護審議会）へ諮問を行い、その答申に従うものとする。

## 3 個人情報の保護に関する法令等の遵守

条例に基づき県が本人確認情報を利用するに当たっては、法及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に基づいて、住民票の写しを取得していた際と同様の取扱いを行うとともに、鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱を遵守しなければならないものとする。